

新潟明訓高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、新潟明訓高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）という。

(事 務 局)

第 2 条 同窓会の事務局は、新潟明訓高等学校に置く。

(会 員)

第 3 条 同窓会の会員は、次の者とする。

1. 新潟夜間中学校を卒業及び在籍した者
2. (旧)新潟明訓中学校を卒業及び在籍した者
3. 新潟明訓高等学校及び同校併設中学校を卒業及び在籍した者
4. 新潟明訓高等学校の在校生は準会員とする。

(目 的)

第 4 条 同窓会は、会員相互の親睦を図り、母校の健全なる発展に寄与する事を目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第 5 条 同窓会は、第 4 条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 役 員

(役 員)

第 6 条 同窓会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 15名以内
3. 常任委員 120名を超えない相当数
4. 監 事 2名

(役員を選出)

第 7 条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長は総会において選出する。
2. 副会長及び常任委員は、会員の中から会長が委嘱する。
3. 監事は会員の中から会長が委嘱する。(監事は他の役員を兼ねることができない。)
4. 会長、副会長は常任委員とする。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は同窓会を代表し、会務を統括、執行する。
2. 副会長は会長を補佐し、同窓会の会務を整理するとともに必要に応じて分担、執行する。
会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する副会長が会長職務を代行する。
3. 常任委員は同窓会の目的を達成すべき会務を審議する。
4. 監事は、同窓会の会計を監査する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員（常任委員を除く）の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、後任者が選任されるまで在任する。
2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧 問

(顧 問)

第 10 条 同窓会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、総会の承認を経て会長が委嘱する。
2. 顧問は、同窓会の運営について会長の諮問に応ずるとともに、総会及び常任委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 幹 事

(幹 事)

第 11 条 同窓会に幹事を置く。

1. 幹事は各卒業年次のクラスごとに2名以内で選出し、会長が委嘱する。
2. 幹事は同窓会会員との円滑な連絡を図り、会務を分担する。

第6章 会 議

(会 議)

第 12 条 同窓会の会議は、次のとおりとする。

1. 総 会
2. 常任委員会
3. 役 員 会

(総 会)

第 13 条 総会は最高の決議機関であって、年1回以上開催し、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び決算報告
3. 会則の改正に関する事項
4. その他同窓会の運営に関する重要事項

(常任委員会)

第 14 条 常任委員会は総会を開くに至らない事項を審議し、次期総会までにおける同窓会の意思を代表するものとし、次の事項を議決する。

1. 諸規定の制定及び改廃に関する事項
2. 総会に附議する事項
3. 総会から委任された事項
4. その他会長が必要と認めた事項

(役 員 会)

第 15 条 役員会は同窓会運営の基本方針及び重要施策に関する事項等を審議する。

(会議の構成員)

第16条 各会議の構成員は、次のとおりとする。

1. 総 会 同窓会員で構成し、会長が招集して議長となる。
2. 常任委員会 常任委員、監事、顧問で構成し、会長が招集して議長となる。
3. 役員会 会長、副会長、監事で構成し、会長が招集して議長となる。

(会議の議決)

第17条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

第7章 資 産

(資産管理)

第18条 同窓会の資産は会長が管理する。

(資 産)

第19条 同窓会の資産は、次のとおりとする。

1. 入 会 金 (在学中に納付する。)
2. 会 費 (在学中に納付する。)
3. 寄 付 金
4. その他の収入
5. 預 貯 金

(決算及び監査)

第20条 同窓会の会計は、会計年度終了後できるだけ早い時点で決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 同窓会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

第8章 支 部

(支 部)

第22条 同窓会の目的を達成するため、会員の勤務先及び生活地域などごとに支部を設けることができる。支部の組織及び運営については、その一切を支部に委任する。

補 足

(委 任)

第23条 この会則に定めるもののほか、同窓会の会務の執行に関して必要な事項は、会長が定める。

細 則

1. 同窓会の入会金は1,000円、会費は終身会費5,000円とする。

付 則

1. この会則は、昭和62年10月16日から施行する。
2. 新潟明訓高等学校同窓会会則(昭和27年11月21日)は、廃止する。
3. この会則は平成26年11月1日一部改正する。